平成２３年（フ）第１４号
釧路市愛国西４丁目12番４号　リバーサイドマンション７号室
債務者　木下　綾子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続廃止決定の取消決定確定等

平成２２年（ソラ）第１０９号（原審東京地方裁判所立川支部平成２２年（フ）第１５７３号）
東京都三鷹市大沢２丁目７番26号
抗告人（破産者）　茂野　哲夫
上記破産事件について、下記の２のとおり取消決定が確定したので、併せて３から６の事項を定める。
1　主文　原決定主文第２項を取り消す。
2　決定確定日　平成23年１月21日
3　破産管財人　弁護士　増井　　賢
4　破産債権の届出期間　平成23年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
平成23年１月25日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（ソラ）第１１０号（原審東京地方裁判所立川支部平成２２年（フ）第１５７４号）
東京都三鷹市大沢２丁目７番26号
抗告人（破産者）　茂野　玉枝
上記破産事件について、下記の２のとおり取消決定が確定したので、併せて３から６の事項を定める。
1　主文　原決定主文第２項を取り消す。
2　決定確定日　平成23年１月21日
3　破産管財人　弁護士　増井　　賢
4　破産債権の届出期間　平成23年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
平成23年１月25日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産終結

平成９年（フ）第２９６号
大阪市中央区東平２丁目５番４号
破産者　一栄住宅株式会社
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２２１号
千葉県佐倉市中志津１丁目20番３号
破産者　有限会社勇美
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２３７３号
札幌市白石区北郷５条５丁目６番７号
破産者　和合商事株式会社
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２７８号
札幌市豊平区豊平４条７丁目４番17号
破産者　札幌給水工業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３号
群馬県高崎市下之城町177番地６
破産者　株式会社エス・ティー・ケー
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成１９年（フ）第７９７１号
東京都新宿区上落合２丁目25―６―104
破産者　鈴木督代こと　増田　房代
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２７号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　株式会社野末商店
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１８号
東京都小平市仲町41番地の１ドミールアサミ101
破産者　中村　幸治
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６３８号
名古屋市名東区新宿１丁目122番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市名東区梅森坂１丁目1177番地
破産者　株式会社花もめん
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９７８号
名古屋市守山区小幡太田15番20号
破産者　株式会社岡田工務店
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６１号
岡山市東区瀬戸町瀬戸86番地16
破産者　武田　　元
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７８号
広島市中区舟入南４丁目20番２号
破産者　株式会社ヒロセイ
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第１０９号
福岡県三潴郡大木町大字奥牟田197・198番地合併
破産者　みつる株式会社
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所柳川支部破産係